

実証事業委託業務終了時評価等に係る特別約款

2019年 8月 7日制定

2021年 4月30日改正

2023年 3月20日改正

2024年 3月 8日改正

(終了時評価の実施)

第1条 甲は、委託業務の完了又は委託期間の終了並びに本契約の解除（以下「委託業務終了」という。）後に、乙に対して終了時評価を行うことができるものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、終了時評価を委託期間中であっても行うことができるものとする。

(追跡調査の実施)

第2条 甲は、当該委託業務における成果等の普及状況を把握するため、原則として、委託業務終了から甲が別に定める「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業」の実施方針に規定する実施期間の終了後5年間まで、乙に対して、成果等の普及状況調査（以下「追跡調査」という。）を行うことができるものとする。

2 乙は、甲が前項に基づいて、実施する追跡調査に対して、回答をするものとする。

(協力事項)

第3条 乙は、実証事業委託契約約款（以下「原約款」という。）第40条の協力事項に加えて、次の各号に定める事項を乙の負担において、甲に協力するものとする。

- 一 委託業務終了後に実施する終了時評価に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席
- 二 追跡調査に係る回答及びその資料作成等

(存続条項)

第4条 委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、原約款第41条の存続条項に加えて、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項の対象事由が消滅するまでの効力を有するもの
第1条、第2条、第3条

(約款との関係)

第5条 本特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2019年 8月 8日から施行する。

この特別約款は、2021年 5月20日から施行する。

この特別約款は、2023年 3月20日から施行する。ただし、2023年度実施事業から適用する。

この特別約款は、2024年 3月 8日から施行する。